

議会改革に関する報告書

(平成23年5月～平成25年5月)

平成25年5月

秋田県議会 議会運営委員会

議会運営委員会 委員構成

(平成23年5月～平成25年5月)

委員長	大 関 衛 (自由民主党)
副委員長	渡 部 英 治 (新みらい) ※注1
委員	北 林 康 司 (自由民主党)
〃	能 登 祐 一 (自由民主党)
〃	川 口 一 (自由民主党)
〃	平 山 晴 彦 (自由民主党)
〃	竹 下 博 英 (自由民主党)
〃	佐 藤 雄 孝 (自由民主党)
〃	石 川 ひとみ (社会民主党)
〃	沼 谷 純 (民 主 党)
〃	瀬田川 栄 一 (県民の声)

※注1) 安藤 豊 (新みらい) : H23. 5～H25. 2

渡部英治 (新みらい) : H25. 2～H25. 5

議会改革事項に関する協議結果及び実施状況（最終報告）

＜＜ H23～24 年度 議会運営委員会 ＞＞

1 議会機能の強化・議事運営の改善

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)定例会 2 回 制の導入	①定例会の回数について ・緊急の行政課題等が生じた場合等、時機を失することなく会議の開催を可能とするため、議会として適切かつ迅速な対応ができるよう定例会の招集回数を年 4 回から 2 回に改め、年間会期日数を増やした。	H23. 9 定例会 から実施	※H23. 6 定例会 で条例改正。
	②定例会の呼称等について ・定例会は第 1 回定例会（概ね 2 月から 7 月まで）、第 2 回定例会（概ね 9 月から 1 2 月まで）とし、臨時会は招集される毎に第何回臨時会とすることとした。ただし、改選期は、第 1 回定例会（概ね 2 月から 3 月まで）、第 2 回定例会（概ね 5 月から 7 月まで）、第 3 回定例会（概ね 9 月から 1 2 月まで）とすることとした。 ・定例会の回数を年 4 回から 2 回に改めたことに伴い、従来の定例会 4 回制の枠組みを活用し、それぞれ 2 月議会、6 月議会、9 月議会、1 1 月議会、1 2 月議会と呼称することとした。	H23. 9 定例会 から実施	H23. 7 決定
	③会期中の議長、副議長及び委員会の出張について ・会期中の議長、副議長の出張は、議会運営委員会の協議事項とせず、報告事項とすることとした。 ・会期中の委員会の出張は、議会運営委員会の協議事項とせず、事務局が正副議長及び議会運営委員に周知することとした。	H23. 6 決定	
	④会期中の委員会の開催について ・会期中の委員会の開催については、議会運営委員会の協議事項とせず、各議会（6 月・9 月・11 月・12 月・2 月議会）中は全議員に、休会中は正副議長及び議会運営委員に事務局が周知することとした。	H23. 6 決定	
	⑤議員の費用弁償について ・本会議、委員会及び会議規則に定める協議等の場に参加した場合のみ支給することとした。また、委員外議員については、会議規則第 2 3 条に基づき、委員会に参加を求められた場合は支給対象とし、それ以外の場合は支給対象としないこととした。	H23. 6 決定	※H23. 6 定例会 で条例改正。

	<p>⑥定例会の回数変更に伴う申し合わせ事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定案件や緊急招集の委員会の場合は、部局長、次長、課室長がすべて揃わなくても可とすることとした。 ・ 説明者交代に当たっては、一定の休憩時間を設けることとした。 ・ 説明補助者を現状の半数程度に絞り込むこととした。 ・ 執行部側の事情（知事の緊急出張等）による日程変更にも柔軟に対応することとした。 ・ 休会日及び所管委員会が開催されない日は、説明者の出張・休暇等による議会への欠席届は不要とすることとした。 	H23. 6 決定	
(2)一般質問	<p>①一般質問の答弁について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事部局に係る一般（代表）質問の答弁者は、知事とすることとした。なお、一般（代表）質問における再質問の答弁者は、知事が部局長を指名した場合は、これを認めることとした。 ・ 知事及び行政委員会の長等は、一般（代表）質問における最初の答弁は登壇し、再答弁は自席で行うこととした。 	H23. 5 決定	
	<p>②一般（代表）質問主意書の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般（代表）質問主意書の提出は、原則、知事説明を行う本会議の日の2日後とし、提出期限を厳守できない場合は、質問を認めないこととした。 	H23. 12 決定	
(3)委員会の審査方法	<p>①常任委員会の発言通告について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会における質疑の終局については、次のとおりとした。 （運用についての申合せ） 質疑の終局は、討論・採決の直前に宣告する。 （1）常任委員会の討論・採決の日に質疑を行う場合には、あらかじめ委員長及び書記に連絡（発言の通告等）するよう努める。 	H24. 12 決定	
	<p>②委員間協議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会審査の充実を図るため、委員同士の協議・自由討論を積極的に実施する。 	H23. 6 決定（H17申し合わせを確認）	
	<p>③総括審査（予算・決算特別委員会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総括審査質問事項の提出期限について時間厳守できない場合は、質問を認めないこととした。 ・ 予算特別委員会の総括審査を2月議会のほか6月議会、9月議会、12月議会においても2日間設けることとした。 ・ 決算特別委員会の総括審査については、委員外議員の質問は認めないこととした。 	<p>H23. 12 実施</p> <p>H23. 12 実施</p> <p>H23. 11 実施</p>	

(4)予算の審査 方法	<p>①予算特別委員会の部局長説明等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算特別委員会において全議員を対象とした部局長説明を行うこととした。 ・予算特別委員会において全議員を対象とした来年度の当初予算編成に向けた方針の説明を行うこととした。 	<p>H23. 5 実施</p> <p>H24. 11 実施</p>	
(5)あきた未来 づくり交付 金事業予算 の審査体制	<p>①あきた未来づくり交付金事業予算の審査体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算特別委員会内に小委員会を設置することとした。 ・平成25年5月からは、予算特別委員会内に「あきた未来づくり交付金事業分科会」を設置することとした。 	<p>H24. 6 決定</p> <p>H25. 2 決定</p>	
(6)海外調査	<p>①海外事情調査（議員派遣）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外事情調査を実施する場合、調査目的を明確にし、詳細な行程表を議会運営委員会に提出し、了承を得ることとした。 	<p>H24. 4 実施</p>	

2 開かれた議会の推進

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)政務調査費 の 使 途 基 準	①事務所賃借料について ・自己所有等の建物を事務所としている場合、次に掲げる建物の一部又は全部を事務所としている場合は、政務調査費から賃借料を支出することはできないこととした。 (1)議員、配偶者又は親族が所有する建物 (2)議員、配偶者又は親族が役員となっている法人その他の団体が所有する建物 この場合における親族とは、3親等以内の親族をいうものとする。 ・事務所費を政務調査費から支出する場合は、事務所概要報告書を議長に提出することとした。	H23. 10 実施	※H23. 10 マニュアル改訂
	②人件費について ・議員の配偶者又は1親等の親族を雇用する場合は、政務調査費から人件費を支出することはできないこととした。	H23. 10 実施	※H23. 10 改訂
	③会費について ・会議や研修会等と一体性・連続性のある懇談会費は、1回当たり1万円を限度に政務調査費から支出することを認め、支出した場合は、一体性・連続性を証するための開催通知等を収支報告書に添付することとした。	H23. 10 実施	※H23. 10 改訂
	④政治家のパーティー券代について ・政治資金パーティーに出席する会費は、政務調査費から支出することはできないこととした。	H23. 10 実施	※H23. 10 改訂
	⑤タクシー・代行料金について ・政務調査費の対象となる会議等であっても、それに伴う懇談会での飲酒後のタクシー・代行料金等については、支出することはできないこととした。	H23. 10 実施	※H23. 10 改訂
	⑥地方自治法改正に伴う変更について ・政務調査費の名称を政務活動費に改めた。 ・政務活動費を充てることができる経費の範囲を明確にした。 (要請陳情等活動費や広聴広報費を設定したほか、研修費、会議費、事務費等の支出範囲を見直した。)	H25. 3 実施	※H25. 2 条例改正 (H25. 3 マニュアル改訂)
	⑦政務活動費の交付金額について ・議員分を28万円(改正前25万円)、会派分を3万円(改正前6万円)に変更することとした。	H25. 4 実施	※H25. 2 条例改正
(2)情報公開	①議案等表決結果の公開について ・議案等に対する各議員の表決状況を県議会ホームページで公開することとした。 ・議案等表決結果を県議会広報紙に掲載することとした。	H23. 6 決定 H23. 12 決定	※6月定例会から実施 ※2月議会分から掲載

3 議員に関する事項の見直し

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)議員報酬等	①議員報酬の見直し ・附則による5%の減額措置を今任期中(H27.4.29)まで延長することとした。	H25.3 実施	H25.3 条例改正
	②応招旅費の見直し ・宿泊料は、7,500円を上限として実費により支給することとした。(支給対象経費は、宿泊料金及び朝食代(上限1,500円)とする。) ・居住地からの往復の距離が陸路100キロメートル以上の議員が招集地に宿泊したときは、宿泊費が支給される。前泊については、これまで議会の自主運用で、翌日の会議等が午前10時30分以前に開始される場合に支給していたが、委員会の討論・採決の行われる日の前泊については、運用により翌日の会議時間に関わりなく、宿泊費を支給することとした。	H24.8 実施 H24.11 実施	H24.7 条例改正
(2)議員定数	①議員定数の見直しについて ・平成27年に実施される一般選挙より議員定数を45人から43人にする事とした。 (1) 見直しを行った選挙区及び人数 秋田市選挙区13人→12人、由利本荘市選挙区4人→3人 (2) 見直しの考え方 平成27年の国勢調査後に改めて区割りを含めた見直しをするという前提で削減数を2人とした。選挙区ごとの定数については、公職選挙法の原則である「人口比例」に基づき行いつつも、秋田市選挙区の定数が突出して多いことなどを踏まえ、同法第15条第8項ただし書きの規定を適用して2人のうち1人については、秋田市選挙区から減ずることとした。なお、平成27年国勢調査後の検討に際しては「人口比例」の原則を尊重することとした。	H25.5 決定	H25.5 条例改正
(3)紀律	①クールビズについて ・夏季における議員の服装について、次のとおり取り扱うこととした。 (1) 本会議においては、ネクタイ及び上着を着用しないことを可とする。 (2) 委員会等においては、上着、ネクタイを着用しないことを可とする。その際、長袖又は半袖の襟付きシャツを着用する。 (3) 女性議員の服装は、(1)及び(2)に準じるものとする。 (4) 期間は、毎年5月1日から10月31日までとする。 (5) 執行部、事務局についても同様の取扱いとする。	H23.6 決定 H23.5 決定 " " " "	

4 継続検討事項

事項名	検討経過・結果	実施時期	備考
(1)定例会の会期	① 1会期制の導入について ・導入については、6月議会以降に更に検討を行うこととした。	(H25.2.13 議運了承)	
(2)議員会館	①今後のあり方について ・議員会館の宿泊機能は今任期（H27.3末）で廃止することとし、今後、執務室機能のあり方について検討していくこととした。	H24.5 決定	

平成25年5月30日

議会運営委員会引き継ぎ事項

1. 定例会の回数及び会期について

1会期制の導入について更に検討する。

2. 議員会館の今後のあり方について

議員会館の宿泊機能は今任期（H27.3末）で廃止することとし、今後、執務室機能のあり方について検討する。

3. 議員定数の見直しについて

次回行う議員定数の見直しについては、平成27年に実施される国勢調査の結果を基に、人口比を尊重して速やかに行う。